

相生市農業集落排水事業 経営戦略

(平成28年度～平成37年度)

平成29年3月

相生市建設農林部建設管理課

相生市下水道事業経営戦略

団 体 名	相生市
事 業 名	農業集落排水事業 小規模集合排水処理事業 個別排水処理事業
策 定 日	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (19年)	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (平成32年4月1日 一部適用予定)
処理区域内人口密度	29.5人/h a	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	農業集落排水処理 小規模集合排水処理 個別排水処理	7区(若狭野東、若狭野中央、若狭野西、矢野西、矢野南、矢野中央、矢野北 各処理区) 1区(坪根地区) 16基	
処 理 場 数	農業集落排水処理 小規模集合排水処理 個別排水処理	7区(若狭野東、若狭野中央、若狭野西、矢野西、矢野南、矢野中央、矢野北 各処理区) 1区(坪根地区) 16基	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概要・考え方	「一般汚水」として、次の使用料を規定 ・基本使用料 5m ³ 以下 1,047円 ・従量使用料 5m ³ を超えて、10m ³ 以下の分 38円/m ³ 10m ³ を超えて、20m ³ 以下の分 142円/m ³ から 200m ³ を超える分 247円/m ³ まで全7段階で規定		
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用としては、「浴場汚水」のみ使用料を規定。その他は、「一般汚水」の使用料を適用 ・基本使用料 5m ³ 以下 1,047円 ・従量使用料 5m ³ を超えて、10m ³ 以下の分 38円/m ³ 10m ³ を超える分 47円/m ³		
その他の使用料体系の 概要・考え方	上記規定のみ		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり)	平成25年度 2,600円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり)	平成25年度 3,597円
	平成26年度 2,670円		平成26年度 3,675円
	平成27年度 2,670円		平成27年度 3,666円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業を所管する建設管理課は、課長ほか、担当者は5名(内1名は兼務)で、公共下水道、農業集落排水事業を中心に業務にあたっている。職員給与については、担当者5名の内、公共下水道事業特別会計で2名、農業集落排水事業特別会計で2名を予算措置しています。
事業運営組織	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">建設管理課</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">建設総務係 (1名兼務)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">下水管理係 (4名)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">下水管理センター ※</div> </div> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水処理施設維持管理のほか、汚泥収集運搬、汚水管渠等清掃、個別排水処理施設維持管理の各業務を民間委託しています。また、使用料徴収事務については、上水道事業者である西播磨水道企業団に委託しています。
	イ 指定管理者制度	農業集落排水事業については、平成35年度以降に順次、公共下水道に接続統合する計画であり、それまでの間は現行の民間委託により維持管理を継続する考えです。
	ウ PPP・PFI	新規整備施設の前定はなく、現況施設の管理運営については上記の状況であるため、現在はPPP・PFIにつき検討の考えはありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取り組みはありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用検討の対象となる土地・施設等はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>1 経営の健全性・効率性について 水洗化率が96%程度と普及がほぼ進んだ状況にあります。人口減少や節水傾向に加え、処理場が7か所に分散したことで整備に係る企業債償還の費用が大きくなっています。このため、現状の使用料収入規模では経費をカバーしきれず、収益的収支が低くなっています。経費回収率や汚水処理原価は類似団体よりも状況はよく、施設利用率も平均程度であることから施設や経営の効率性が類似団体より著しく悪い状況ではないものの、経費すべてを賄える状況ではなく、一般会計からの繰り入れによる支援が必要な状況が続いています。</p> <p>2 老朽化の状況について 管渠については耐用年数から鑑みて、現状の経過年数では直ちに老朽化対策に取り組む状況ではないため、適正な維持管理業務を継続することで良好な状況を維持することとなります。 処理場に関しては、経過年数から機器類の老朽化が懸念される状況もあり、国庫補助を活用した機能強化事業を実施し、機能診断に基づいた設備の延命化なども組み合わせ、コストの平準化にも取り組んでいます。</p> <p>3 総括 水洗化が概ね普及していることから、今後の大幅な利用増は見込めない中、将来の更新費用の確保や維持管理経費の削減と、汚水処理事業全体の効率性の向上を図る面から、公共下水道事業への統合や使用料体系のありかたといった経営改善の取り組みを「経営戦略」の策定を通じて続けていく必要があります。</p>

2. 経営の基本方針

○施設の老朽化対策

平成25年度から機能強化事業による施設設備の長寿命化に取り組んでいるところであり、計画期間中は7処理施設の長寿命化工事を順次進めながら、平成35年度を目途に、早期に整備が済んだ、公共下水道に近い施設から公共下水道に接続統合をおこなっていきます。

○水洗化の促進

人口整備率は99%に達しながら、人口減少等により有収水量が減少し、一方で既存住宅等における水洗化率(97%)が伸び悩む中、農業集落排水施設の利便性、公共性など、その必要性を継続的に啓発するなど、効果的な手法検討により、可能な限り最大限の水洗化率を伸ばし、公共用水域の良好な水質確保を図るとともに、使用料収入の確保に努めます。

○公共下水道と農業集落排水の統合

農業集落排水処理施設の公共下水道への接続により、人口減少も背景に、終末処理場の処理能力の適正規模までの有効活用を図るとともに、接続管渠整備や排水処理施設の改修工事の建設費用など単年度における投資額は大きいものの、長期的に捉えれば、農業集落排水処理施設の維持管理費用や改築更新費用の低減が期待できます。現在の農集排水処理施設の機能強化事業終了後の平成35年度以降に公共下水道に近い地区から順次、接続工事の推進を図ります。

○経営基盤の強化

上記の事業展開のために不可欠となる安定的な財源確保を図ります。人口減少等による有収水量と事業収入の減少傾向が続く中、今後の持続可能で安定したサービスの提供を図るため、透明性と説明責任を伴う公営企業会計へ移行することにより、下水道利用者のご理解をいただきながら各種事業の展開とその財源確保に努めます。

○ストックマネジメントの導入

新たな事業計画とともに、下水道事業、下水道施設全体を俯瞰した最適な維持管理・改築のための計画を策定することにより、施設を計画的かつ効率的に管理します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

平成27年度から実施している機能強化事業(長寿命化工事)による施設・設備の更新が計画期間継続するため、事業投資の状況は大きな変化はありません。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中は、各処理区の排水処理施設の機能強化事業を継続実施します。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

平成35年度を目途に、公共下水道への接続統合に着手の予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

計画期間を通じて補助事業に係る国庫補助金及び地方債収入を予定しています。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少等による減収傾向にある使用料収入については増収への転換は困難ですが、徴収委託先との連携強化による収納率の向上、水洗化促進による収入確保を図ります。また、消費税増税に際しての改定の検討のほか、平成32年度からの公営企業会計への移行により、客観的な財務状況を基に、使用料の見直しの検討を行います。

○企業債に関する事項

今後10年における施設整備計画を基に補助裏起債、及び資本費平準化債起債予定額を計上しています。

○繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、平成27年度より実施している機能強化工事に係る起債及び資本費平準化債に係る償還が本格化することから、平成30年度以降は増加傾向となることが予測されます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

平成32年度の公営企業会計移行までは、職員数は現状維持が必要最小限となりますが、移行後、32年度以降の職員数、給与費は流動性を含みます。

○維持管理費に関する事項

農業集落排水施設等の管理運営について、民間委託を行っていることから、当面、大きな変動はないことが予測されます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後予測される、公共下水道の終末処理場処理量減少も踏まえ、平成35年度からを目途に、公共下水道に近い排水処理区域から農業集落排水施設の管渠の接続を行います。当該整備工事にかかる投資額は多額となりますが、長期的には、排水処理施設の維持管理費用や改築更新費用が低減されるため、経費削減が図れます。
投資の平準化に関する事項	現在、各処理場の改築更新を行っているところであり、今後は、耐用年数などに基づく優先順位を見極め、事業予算の平準化を考慮しながら計画策定を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本市の農業集落排水事業に係る経費回収率は77.44%で全国平均の52.78%を上回っておりますが、使用料収入で経費全てを賄える状況にはありません。 従って、財源確保のため、消費税率引き上げに際し料金改定検討のほか、平成32年度から公営企業会計移行後は、経営状況、財務状況を明らかにしながら、適正な使用料について検討を行ってまいります。
---------------	--

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用が可能な業務範囲では、既に、終末処理場等の包括的民間委託を実施しており、効率的な施設・設備の維持管理が推進されています。今後は、委託更新時において、人口減少や施設・設備の更新など、処理環境の変化に応じた、より効率的で効果的な協同関係を構築していきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中には、公営企業会計に移行することもあり、職員の増員は要検討事項となりますが、当該職員給与費が増となる場合も、公共下水道事業全体経費の中で、経営健全化の成果として、相対的な増となるように努めます。
動力費に関する事項	新電力については、負荷率が高く事業者側のメリットがないため、現在は取引ができない状況ですが、今後も、安価で安定的な動力確保のため、電力供給動向を注視します。
修繕費に関する事項	維持管理委託業者との連携を密にし、予防修繕を計画的に行い、突発的に発生する故障を未然に防ぐことで、維持管理費の総額を低減するよう努めます。
委託費に関する事項	現在の委託内容を継続しますが、計画期間中の取組みとなる公共下水道への接続により、将来的には既存施設の委託による維持管理経費等の低減が図れます。
その他の取組	水洗化促進については、現行の水洗化改造資金貸付制度の限界も踏まえ、使用料の確保とともに、公共用水域の良好な水質確保という公共性の観点から、費用対効果の検証により効果的な取り組みを検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理(モニタリング)は毎年度実施し、見直し(ローリング)は、3年後の公営企業会計移行に際して実施するほか、3年～5年を目途に適宜実施することで、PDCAサイクルの実践による持続的な経営戦略の更新を図ります。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

【団体名】相生市		【事業名】農業集落排水事業特別会計(総括)											(単位:千円,%)	
区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
		(決算)	(決算 見込)											
収支再差引	(E)+(I)	(J)												
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)												
前年度繰上充用金		(M)												
収益的支出に充てた地方債		(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金		(O)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)												
翌年度へ繰り越すべき財源		(Q)												
実質収支		黒字(R)												
	(P)-(Q)	赤字(S)												
赤字比率	($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	45.5	44.7	42.5	41.2	39.9	38.4	36.8	35.1	33.8	32.4	31.6	31.7	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	(U)	80,295	78,660	78,000	78,000	77,456	77,185	76,913	76,644	76,376	76,107	75,842	
地方財政法による資金不足の比率	((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)	3,473,305	3,378,039	3,272,274	3,174,777	3,072,146	2,965,618	2,857,876	2,732,966	2,606,228	2,444,992	2,276,102	2,099,254	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算 見込)										
収益的収支分		97,210	97,616	83,981	84,334	81,836	79,346	76,694	73,909	71,079	67,969	64,607	61,336
うち基準内繰入金		79,164	74,470	70,176	67,222	64,456	61,690	58,762	55,707	52,609	49,230	45,603	42,067
うち基準外繰入金		18,046	23,146	13,805	17,112	17,380	17,656	17,932	18,202	18,470	18,739	19,004	19,269
資本的収支分		231,143	137,558	126,936	133,691	111,100	114,997	121,322	128,610	135,438	163,936	171,590	179,548
うち基準内繰入金		212,790	114,766	121,098	128,079	105,500	109,397	115,722	123,010	129,838	161,236	168,890	176,848
うち基準外繰入金		18,353	22,792	5,838	5,612	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	2,700	2,700	2,700
合 計		328,353	235,174	210,917	218,025	192,936	194,343	198,016	202,519	206,517	231,905	236,197	240,884

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財令第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実質収支黒字 (R)													
(P)-(Q) 赤字 (S)													
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	45.4	44.6	42.4	41.0	39.7	38.2	36.6	34.9	33.6	32.2	31.4	31.5	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	78,731	77,096	76,500	76,505	75,967	75,700	75,434	75,170	74,907	74,644	74,383	74,123	
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高 (Y)													
地方債残高 (Z)	3,425,356	3,332,866	3,229,933	3,131,124	3,031,438	2,927,914	2,818,236	2,701,451	2,577,635	2,419,773	2,254,323	2,080,982	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	〔前年度〕 〔決算〕 〔見込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		95,532	95,987	82,315	82,571	80,073	77,626	75,028	72,299	69,525	66,469	63,169	59,960
うち基準内繰入金		78,168	73,528	69,289	66,392	63,632	60,913	58,045	55,051	52,014	48,695	45,134	41,665
うち基準外繰入金		17,364	22,459	13,026	16,179	16,441	16,713	16,983	17,248	17,511	17,774	18,035	18,295
資本的収支分		228,421	133,874	124,104	129,441	108,155	111,993	118,258	125,485	132,516	160,562	168,150	176,041
うち基準内繰入金		210,068	111,990	118,266	125,191	102,555	106,393	112,658	119,885	126,916	157,862	165,450	173,341
うち基準外繰入金		18,353	21,884	5,838	4,250	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	2,700	2,700	2,700
合 計		323,953	229,861	206,419	212,012	188,228	189,619	193,286	197,784	202,041	227,031	231,319	236,001

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実質収支黒字 (R)													
(P)-(Q) 赤字 (S)													
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	49.4	48.2	46.5	45.5	44.4	43.3	42.1	41.0	39.8	38.6	37.3	36.1	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	1,174	1,155	1,100	1,096	1,092	1,089	1,085	1,081	1,077	1,073	1,070	1,066	
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高 (Y)													
地方債残高 (Z)	38,518	36,292	34,021	31,705	29,342	26,932	24,473	21,965	19,407	16,797	14,134	11,418	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	[前年度]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			958	914	877	837	794	750	705	660	614	566	517	467
うち基準内繰入金			803	759	715	669	622	575	526	477	427	375	323	269
うち基準外繰入金			155	155	162	168	172	175	179	183	187	191	194	198
資本的収支分			2,182	2,226	2,271	2,316	2,363	2,410	2,459	2,508	2,558	2,610	2,663	2,716
うち基準内繰入金			2,182	2,226	2,271	2,316	2,363	2,410	2,459	2,508	2,558	2,610	2,663	2,716
うち基準外繰入金														
合 計			3,140	3,140	3,148	3,153	3,157	3,160	3,164	3,168	3,172	3,176	3,180	3,183

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

投資・財政計画 (収支計画)

収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実質収支黒字 (R)													
(P)-(Q) 赤字 (S)													
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.4	67.3	67.9	69.8	70.1	69.7	69.1	68.5	78.5	63.4	62.8	62.1	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	390	409	400	399	397	396	394	393	392	390	389	388	
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高 (Y)													
地方債残高 (Z)	9,431	8,881	8,320	11,948	11,366	10,772	10,167	9,550	9,186	8,422	7,645	6,854	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	〔前年度〕 〔決算〕 〔見込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
うち基準内繰入金	193	183	172	161	202	202	191	179	168	160	146	133	
うち基準外繰入金	527	532	617	765	767	768	770	771	772	774	775	776	
資本的収支分	540	1,458	561	1,934	582	594	605	617	364	764	777	791	
うち基準内繰入金	540	550	561	572	582	594	605	617	364	764	777	791	
うち基準外繰入金		908		1,362									
合 計	1,260	2,173	1,350	2,860	1,551	1,564	1,566	1,567	1,304	1,698	1,698	1,700	

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。